

徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局

法制文書課

定期第506号 令和4年10月7日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番号

題

598 令和4年度砂利採取業務主任者試験を実施

河川整備課

担当課名

する件

【選挙管理委員会告示】

番号

表

題

担当課名

- 8 4 地方自治法の規定による県議会の解散の請求,知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件
- 8 5 地方自治法の規定による県議会議員の解職 の請求をする場合の美馬選挙区における県 議会議員の選挙権を有する者の 3 分の 1 の 数を告示する件
- 8 6 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 の規定による県教育委員会の教育長又は委 員の解職の請求をする場合の知事の選挙権 を有する者の総数のうち40万を超える数 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分 の1を乗じて得た数とを合算して得た数を 告示する件

【公安委員会規則】

番号 表 題 担当課名

13 徳島県道路交通法施行細則及び放置車両の 確認等に関する事務の委託を受ける法人及 び駐車監視員に関する規則の一部を改正す る規則

【内水面漁場管理委員会指示】

番 号 表 担当課名

2 水産動植物を採捕すること及び漁場の使用 を禁止する件

徳島県告示第五百九十八号

度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定に基づき、 令和四年

令和四年十月七日

徳島県知事 飯泉 嘉門

一 試験の日時

令和四年十一月十一日 (金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町三丁目五番地三 徳島県庁万代南会議室二

三 受験願書の受付期間

を除く。 付ける。 令和四年十月十七日 (月曜日) から同月二十八日 (金曜日) まで (土曜日及び日曜日) とする。 ただし、 郵送による場合は、 同月二十八日までの消印があれば受け

四 受験願書の用紙の請求先

部 徳島県県土整備部河川整備課、 徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

様式第九によるもの) に写真 (受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で 受験願書(砂利採取業者の登録等に関する規則(昭和四十三年通商産業省令第八十号

その裏面に、 撮影年月日、 氏名及び年齢を記載したもの)を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円 (その額に相当する額の徳島県収 入証紙を受験願書に貼付すること。

ハ その他

六二七) この試験についての問合せは、 へすること。 徳島県県土整備部河川整備課 (電話 八八 六二

徳島県選挙管理委員会告示第八十四号

項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有す散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一 て得た数とを合算して得た数は、 る者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第七十六条第一項の規定による県議会の解 次のとおりである。

令和四年十月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五

一六九、七一九人

徳島県選挙管理委員会告示第八十五号

数は、次のとおりである。 解職の請求をする場合の美馬選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による県議会議員の

令和四年十月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五

郎

| 美 | 選挙 |
|---------|----|
| 馬 | 区名 |
| 一〇、三八一人 | 数 |

徳島県選挙管理委員会告示第八十六号

を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一 一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第

令和四年十月七日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一六九、七一九人

徳島県公安委員会規則第13号

徳島県道路交通法施行細則及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び 駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年10月 7 日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美 徳島県道路交通法施行細則及び放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部を改正する規則

(徳島県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 徳島県道路交通法施行細則(昭和47年徳島県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第17条中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め,同条に次の1項を加える

2 法第74条の3第8項の規定により是正のために必要な措置をとるべきことを命ずるときは,別記様式第8号の是正措置命令書を交付して行うものとする。 別記様式第7号及び別記様式第8号を次のように改める。 解 任 命 令 書

殿

安全運転管理者 道路交通法第74条の3第6項の規定により,あなたが 副安全運転管理者

として選任した次の者を解任することを命じます。

| 解任すべき者 | 氏 名 住 所 |
|--------|------------|
| 解任の理由 | |

年 月 日

徳島県公安委員会 印

別記様式第8号(第17条関係)

| | 是 | Œ | 措 | 置 | 命 | 令 | 書 | | |
|--------|--------|---------|-----|------|------|--------------|--------|-------|----|
| | | 殿 | | | | | | | |
| 道路交通法第 | 74条の 3 | 3 第 8 項 | の規定 | 定により |),次0 |)とお! |)是正措置で | を命じます | ۲. |
| 命令の内容 | | | | | | | | | |
| 理由 | | | | | | | | | |
| 年 | 月 | 日 | | | | | | | |
| | | | | | ŧ | 德島県 2 | 公安委員会 | 印 | |

(放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則の一部改正)

第2条 放置車両の確認等に関する事務の委託を受ける法人及び駐車監視員に関する規則 (平成17年徳島県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号,別記様式第9号及び別記様式第16号中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。

附 則

この規則は,公布の日から施行する。

徳島県内水面漁場管理委員会指示第二号

び期間において水産動植物を採捕すること及び漁場の使用を禁止する。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定により次の区域及

令和四年十月七日

徳島県内水面漁場管理委員会 会長 野 司

一 禁止する区域

- 囲まれた区域 メートル地点から距離標二十一・○キロメートル地点までの区域のうち標識によって 吉野川のうち阿波市吉野町西条字東須賀地先の左岸国土交通省距離標二十・六キロ
- 2 の区域のうち標識によって囲まれた区域 勝浦川のうち徳島市丈六町地先の丈六堰から小松島市江田町越前地先の江田橋まで
- 3 ら距離標六 那賀川のうち阿南市上中町中原地先の国土交通省距離標六・四キロメートル ・六キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 が地点か
- から距離標十四・四キロメートル地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 那賀川のうち阿南市吉井町吉井地先の国土交通省距離標十四・二キロメートル地点
- の地点までの区域のうち標識によって囲まれた区域 海部川のうち海部郡海陽町多良地先の海部川と母川の合流点から上流へ千メー

一 禁止する期間

吉野川

令和四年十一月十一日から同年十二月三十一日まで

勝浦川

令和四年十月十一日から同月十九日まで及び同年十一月十一日から同月三十日まで

那賀川

令和四年十一月十一日から同月二十八日まで

海部川

令和四年十一月十一日から同月三十日まで